

全国地産地消推進協議会設立趣意書

1. 趣旨

地産地消は、もともと、地域で生産されたものをその地域で消費することを意味する言葉であります。平成17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、単に地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域の消費者のニーズに合ったものを地域で生産するという側面も加え、「地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」と位置付けられています。

また、地産地消は、地域で自発的に盛り上がりをもててきた活動であり、平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」にも盛り込まれるなど、教育や文化の面も含んだ多様な側面を有しており、固定的、画一的なものではなく、柔軟性・多様性をもった地域の創意工夫を活かした取組となる必要があります。

こうした地産地消の活動を全国的なより大きな運動として推進するためには、有識者や消費者・消費者団体、食品産業の事業者、農業者・農業団体、地方公共団体等の地産地消に取り組む関係者等が広く参集し、地産地消に関する情報発信・普及啓発、ノウハウの提供や情報交換を行うことが重要であります。

このため、地産地消を推進する関係者やその活動を支援する団体等により情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進することにより、個々の取組をバックアップするとともに、地産地消の全国展開を図ることを目的として、「全国地産地消推進協議会」を設立するものであります。

2. 事業内容

- (1) 地産地消の推進についての情報交換
- (2) 地産地消の推進についてのノウハウ及び情報の提供
- (3) 地産地消優良活動の表彰
- (4) その他地産地消を推進するために必要な事業

3. 協議会の会員

協議会の会員は、全国において地産地消を推進する個人及び団体並びに地産地消活動を支援する個人及び団体であって、協議会の設立趣旨に賛同する者として、全国から募集します。

平成18年11月

全国地産地消推進協議会